

新潟市西区一者随意契約審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 新潟市西区が契約する物品購入、業務委託及び賃貸借の一者随意契約の適正運用を確保するため、西区一者随意契約審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員会は、1件500万円以上の物品購入、業務委託及び賃貸借について一者随意契約をおこなおうとするときは、その随意契約が適当であるかを審査する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員長には区長を、副委員長には副区長をもってこれに充てる。

2 委員長は会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長共に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、急施を要し、委員会の会議を開く時間のないときは、関係委員に回議して、これに代えることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は西区役所総務課において処理する。

(委任)

第7条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

別表（３条関係）

区役所	委 員
西区役所	西区役所の区長、副区長、地域課長、区民生活課長、健康福祉課長、保護課長、農政商工課長、建設課長、総務課長、西出張所長及び黒埼出張所長